

新旧对照表

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）（第1条関係）
（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）（第2条関係）
（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、

箱根町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

（箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）（第3条関係）

旧（改正前）

（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 当該年の前年において地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、箱根町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

新（改正後）

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第4項の規定に基づき、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

旧（改正前）

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）附則第4項の規定に基づき、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

